明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十二条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第十二条の二　通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　印刷局の役員（監事を除く。）及び職員

二　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四項において同じ。）が印刷局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、印刷局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、印刷局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第十三条第一項ただし書中「中期目標の期間の最後の事業年度に」を「対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ。）に」に、「当該中期目標の期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項第一号及び第二号中「当該中期目標の期間」を「対象事業年度」に、「同期間」を「同事業年度」に改め、同項第三号中「当該中期目標の期間以前の中期目標の期間」を「前事業年度」に改め、同条第二項中「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間」を「対象事業年度の次の事業年度」に改める。

第十四条中「独立行政法人国立印刷局法施行令」を「印刷局法施行令」に改め、同条第一号中「当該中期目標の期間の最後」を「対象事業年度」に改め、同条第二号中「当該中期目標の期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第十七条中「第十七条第一項」を「第十七条」に、「第三十一条第一項前段」を「第三十五条の十第一項前段」に、「年度計画を届け出た」を「事業計画の認可を受けた」に改める。

第十八条（見出しを含む。）及び第十九条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

附則第三条（見出しを含む。）中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

別紙中「

病院収入	×××	」、「 病院費用	×××
」及び「 目的積立金取崩額	×××	」	

を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中独立行政法人造幣局に関する省令附則第五条の改正規定及び第二条中独立行政法人国立印刷局に関する省令附則第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（独立行政法人造幣局に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（この条及び次条において「施行日」という。）を含む事業年度の事業計画に係る第一条の規定による改正後の独立行政法人造幣局に関する省令（以下この条において「新造幣局省令」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

2　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（この条及び次条において「改正法」という。）附則第十一条第三項の規定により適用される改正法による改正後の独立行政法人通則法（この条及び次条において「新通則法」という。）第三十五条の十一第一項の規定により施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新造幣局省令第六条の規定の適用については、同条第一項中「事業計画（通則法第三十五条の十第一項の規定による認可を受けた事業計画をいう。第一号イ及び次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十六年度の年度計画」と、同項第一号中「通則法第三十五条の九第二項第一号」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の規定による改正前の通則法（次号において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、同号イ中「年度目標及び事業計画」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画及び平成二十六年度の年度計画」と、同号ハ及びニ中「最近五年間」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期目標の期間における毎年度」と、同項第二号中「通則法第三十五条の九第二項各号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号まで」とする。

3　改正法附則第十一条第四項の規定により準用する新通則法第三十五条の十一第二項の規定により施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新造幣局省令第七条の規定の準用については、同条第一項中「第五条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画に」と、同項第一号中「当該期間における当該項目の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、

イ　「当該実施状況は、次のものでなければならない。」

ロ　当該期間における当該項目に係る数値

ハ